

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十三号

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第一条 管理職手当に関する規則(昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「(管理職手当を支給する職及び区分)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 別表第一に掲げる職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。ただし、同表に掲げる職のうち人事委員会が別に定める職にあつては、当該職に対応する同表の区分欄に定める区分より一段高い区分とすることができる。

第二条を次のように改める。

(管理職手当の月額)

第二条 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第二項の規定による区分に応じ、別表第二の管理職手当の額欄に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を、育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を、それぞれ勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前条第一項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の月額は、人事委員会が別に定める。

警察署（広島西、広島南、安佐南、海田、廿日市、東広島、安佐北、尾道、三原、福山西）

を

警察署（広島西、広島南、安佐南、海田、廿日市、東広島、安佐北、尾道、三原、福山西、福山北）

に

改め、同表労働委員会の部中

室

長

を

課

長

に

改め、同表の備考を次のように改める。

備考 知事部局の部における室長とは、次の職をいう。

- 一 防災室長
- 二 通信管理室長
- 三 共通業務室長
- 四 職員健康室長
- 五 資産活用室長
- 六 設備工事室長
- 七 税務システム管理室長
- 八 行政情報室長
- 九 統計調査室長
- 十 交通対策室長
- 十一 交流定住室長
- 十二 権限移譲室長
- 十三 企画室長（健康福祉総務課に置かれるもの）
- 十四 児童虐待防止・DV対策室長
- 十五 健康増進室長
- 十六 食品衛生室長
- 十七 自立支援室長
- 十八 計量検定室長
- 十九 国際ビジネス室長
- 二十 企画室長（農林水産総務課に置かれるもの）
- 二十一 食品流通安全室長
- 二十二 漁港漁場整備室長
- 二十三 農地整備室長
- 二十四 農道水利室長
- 二十五 治山室長
- 二十六 技術指導室長
- 二十七 道路河川管理室長
- 二十八 ダム室長

二十九 港湾振興室長

三十 下水道室長

三十一 住宅管理室長

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第二条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	区分		管理職手当の額
	一級	二級	
九級	一種	一種	十三万円
八級	一種	一種	十二万円
七級	二種	一種	九万円
	三種	一種	七万円(地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては六万五千円)
	四種	一種	五万五千円(人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては六万五千円、地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては四万五千円)
六級	三種	一種	六万五千円(地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては六万円)
	四種	一種	五万円(人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては六万円、地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては四万円)
五級	五種	一種	四万円
	五種	一種	三万五千円
	六種	一種	三万円

ロ 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
九級	二種	十万円
八級	二種	九万五千円
七級	三種	七万五千円

ハ 教育職給料表(二)

職務の級	区分		管理職手当の額
	三級	四級	
四級	三種	一種	八万円
	四種	一種	六万円(人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては七万円)
三級	四種	一種	五万五千円
	五種	一種	四万五千円
二級	五種	一種	四万円(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)第三条の規定により教職調整額が支給される職員にあつては三万円)

二 教育職給料表(三)

職務の級	区分		管理職手当の額
	三級	四級	
四級	三	種	七万五千円
	四	種	五万五千円(人事委員会が別に定める職を占める職員にあつては六万五千円)
三級	四	種	五万円
	五	種	四万五千円

ホ 研究職給料表

職務の級	区分			管理職手当の額
	二級	三級	四級	
五級	二	種	十万円	
	三	種	八万円	
	四	種	六万円	

ヘ 医療職給料表(一)

職務の級	区分			管理職手当の額
	二級	三級	三級	
四級	二	種	十一万五千円	
	三	種	九万円	
	三	種	八万円	

ト 医療職給料表(二)

職務の級	区分		管理職手当の額
	三級	三級	
七級	三	種	七万円(地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては六万五千円)
	三	種	六万五千円(地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては六万円)
六級	三	種	五万円(地域事務所の次長等の職を占める職員にあつては四万円)
	四	種	

チ 医療職給料表(三)

職務の級	区分	管理職手当の額
七級	二種	九万五千円

備考

- 1 これらの表において、「人事委員会が別に定める職」とは、高等学校の校長その他の職で人事委員会が別に定める職のことをいう。
- 2 これらの表において、「地域事務所の次長等の職」とは、第一条第二項の規定による区分に応じ、次の表に定める職のことをいう。

区分	組			職
	三級	四級	四級	
三級	知事部局	知事部局	地域事務所	次長(広島(支局を除く。)、福山)
			広島港湾振興局	次長
四級	知事部局	知事部局	教育センター	副次長
			教育センター	副次長
四級	教育委員会	教育委員会	自治総合研修センター	次長(その他)
			自治総合研修センター	次長
四級	教育委員会	教育委員会	教育事務所	副次長
			教育事務所	副次長
四級	教育委員会	教育委員会	歴史博物館	副館長
			歴史博物館	副館長

- 3 別表第一に掲げる職のうち、これらの表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職を占める職員に対する管理職手当

の額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、人事委員会が別に定める額とする。

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第十七条の三第一項の規定により管理職手当の支給を受ける職を占める職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)第二条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあっては当該経過措置基準額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成七年広島県条例第五号。以下この項において「勤務時間等条例」という。))第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第二条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の百
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の七十五
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の五十
- 四 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。))の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員(以下「同一給料表適用職員」という。))であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のものうち、相当区分職員(同日において占めていたこの規則による改正前の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる職に係る区分(以下「旧区分」という。))に相当する区分に対応する新規別表第一に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。)) 同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の

級に属する職員以外のものうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する区分に対応する新規別表第一に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。）同日に当該旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）第十五条各号に掲げる者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が認める職員 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

4 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年広島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「読み替えられる」を「読み替えて適用する」に改め、同条第一号中「第一条」の下に「第一項」を加える。

第三条第一号中「別表」を「別表第一」に改める。